

公告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、武雄市工事等の契約に係るプロポーザル方式実施要綱第 1 0 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 4 日

武雄市長 小 松 政

1 業務の概要

(1) 業務名

西九州新幹線開業 3 周年イベント実施運營業務

(2) 履行機関

契約締結日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

(3) 履行場所

武雄温泉駅南口広場（武雄市武雄町大字昭和 2 0 0 番地 2 4）ほか

(4) 業務内容

別添「仕様書」のとおりとする。ただし、仕様書は、委託業者が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された企業等の提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(5) 予算額

3, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格に関する事項

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 参加表明書の提出期限までに武雄市の「令和 7 年度・令和 8 年度入札参加資格者名簿（物品製造・役務の提供等）」に登録がある者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと。

- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 参加者提出書類

書類は武雄市ウェブサイト「たけおポータル」からダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。なお、書面による交付を希望する場合は事前に担当課まで連絡するものとする。

(1) 実施要領等の交付期間

公告日から令和7年6月30日（月）まで（武雄市の休日を定める条例（平成18年武雄市条例第4号）第1条に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 実施要領等の交付場所

13に記載のとおり

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年6月10日（火）午後5時15分必着（提出期限内に提出先に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、13の場所に持参、郵送（配達

証明付き書留郵便に限る。）、電子メール、ファクシミリ、その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式第2号）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（様式第3号）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

通知予定日 令和7年6月11日（水）

6 本件に対する質問に関する事項

（1）質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式ア）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式ア）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより13に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（2）実施要領等に対する質問の提出期限

令和7年6月11日（水）正午必着

（3）質問に対する回答

令和7年6月12日（木）までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

（1）提案書の提出期限

令和7年7月1日（火）午後5時15分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達してい

ること。)

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、13の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。

提出書類一覧

- ・ 提案書表紙（様式イ）
- ・ 提案書（任意様式）
- ・ 本業務委託の実施スケジュール案（任意様式）
- ・ 業務体制表（様式ウ）
- ・ 実績書（様式エ）
- ・ 事業所概要（任意様式、企業パンフレット等でも可）
- ・ 参考見積書（様式オまたは任意様式）

8 選定委員会の構成

- (1) 選定委員会の名称は「西九州新幹線開業3周年イベント実施運營業務受託候補者選定委員会」。
- (2) 構成メンバーは武雄市職員及び学識経験等を有する者で構成する。

9 選定委員会（プレゼンテーション）の実施

- (1) 提案書の提出者が6者を超える場合は、選定委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でプレゼンテーション及び質疑応答を実施するものとする。ただし、提案書の提出者が6者を超える場合であっても、市長が6者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。
- (2) 選定委員会予定日：令和7年7月3日（木）日時、留意事項等の詳細については、別途、プロポーザル参加要請書（様式3号）にて通知する。選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ウェブサイト「たけおポータル」で公表

する。

- (3) 選定委員会では、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。なお、日時については別途通知する。
- (4) 提案書提出期限以降の追加資料は受理しない。
- (5) プレゼンテーションに出席しない場合、受注意思がないものとみなし、選定対象外とする
- (6) 参加者の持ち時間はプレゼンテーション 20 分以内及び質疑応答 10 分以内で計 30 分以内とする。
- (7) プレゼンテーションの出席者は 3 人以内とする。
- (8) 評価基準は別表のとおり

10 受託者の決定

- (1) 提出された提案書及び選定委員会を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。
- (2) 決定及び非決定結果の通知

選定委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和 7 年 7 月 7 日（月）（予定）に通知する。なお、通知した日の翌日から 5 日（休日除く）以内に書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。上記の説明を求められた発注者には、説明を求めることができる最終日から起算して 5 日（休日除く）以内に書面により回答する。

- (3) 決定された受託者と、武雄市財務規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

11 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で

使用しない。ただし、武雄市情報公開条例（平成１８年武雄市条例第１１号）に基づき、開示することがある。

- （６）提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- （７）提案者が１者であっても選定委員会は実施し、全てで平均点を取った場合、当該提案者を優先交渉権者とする。優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- （８）契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、再度市と調整を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- （９）次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
 - ウ 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- （１０）成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- （１１）受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

１３ 問い合わせ・書類交付・書類提出先

武雄市営業部観光課

〒８４３－８６３９ 武雄市武雄町大字昭和１２－１０

電話番号：０９５４－２３－９２３７ FAX：０９５４－２３－３８１６

E-mail : kankou@city.takeo.lg.jp